



あなたの看板は大丈夫ですか？

看板は老朽化します

看板等の屋外広告物は、地震・台風のほか日常の雨風・日光等による劣化が
起こりやすいものです。劣化した屋外広告物は、落下等により人命・財産を
傷つける危険性があります。

事故が起これば、企業イメージを損ねるだけでなく、賠償責任が問われる事
もあります。

看板にはルールがあります

屋外広告物は、「枚方市屋外広告物条例」によりルールが定められています。
屋外広告物を表示する際は、枚方市長の許可を受ける必要があります。

(例) 自家用広告物で表示面積の合計が7㎡を超える場合など

看板には管理義務があります

すべての屋外広告物に管理者を設置し、点検・補修その他必要な管理を行う
必要があります。

許可に係る屋外広告物で高さが4mを超える場合、2年を超えない期間ごと
に屋外広告士など専門家による点検が必要です。

お問い合わせ

■屋外広告物のルールについて

枚方市 都市整備部住宅まちづくり課 TEL 072-841-1478

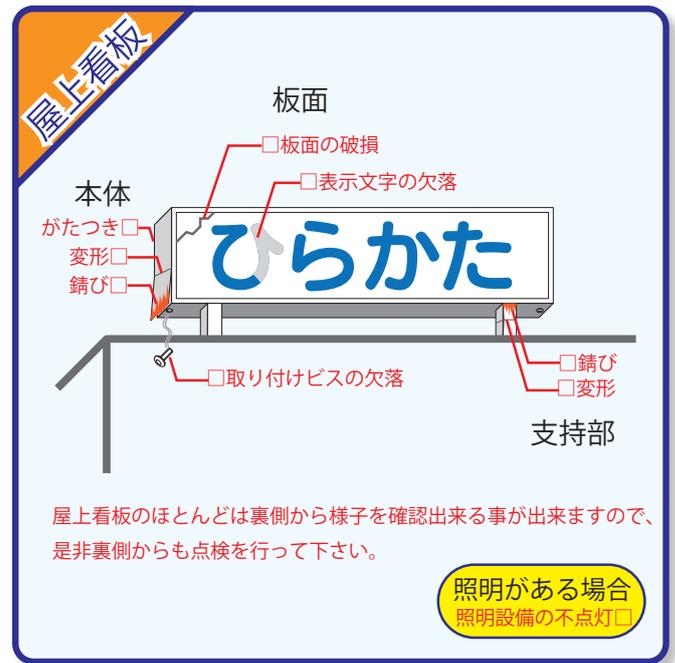
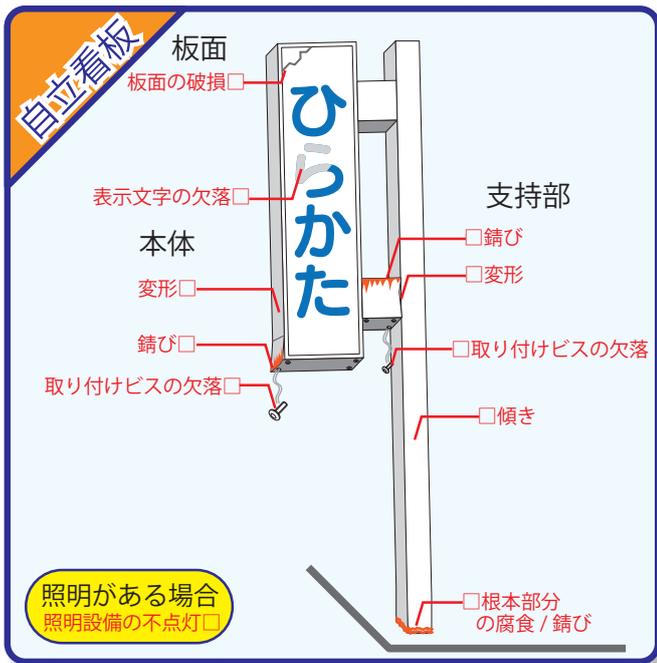
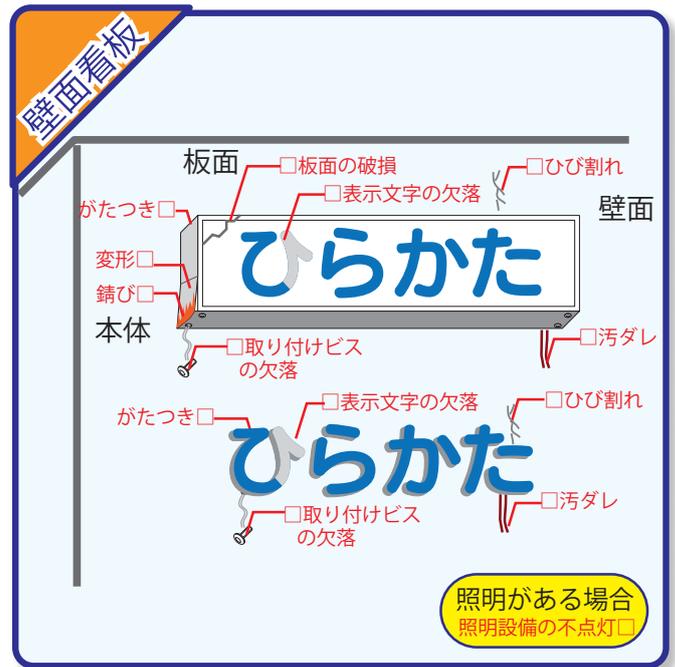
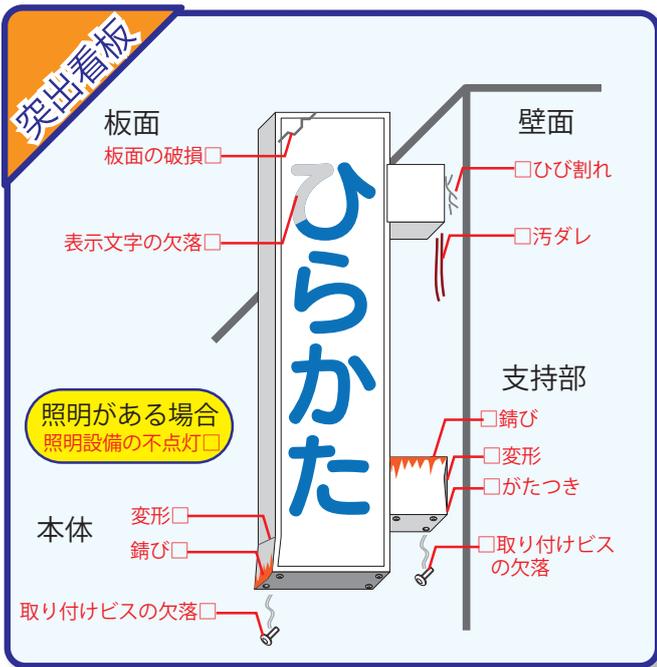
■屋外広告業者について

大阪屋外広告美術協同組合

TEL 06-6776-8108

屋外広告物のチェックポイント!!

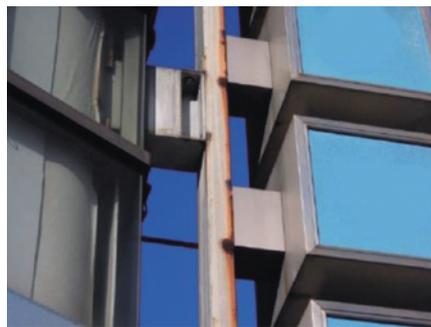
看板内部から錆びダレ等が流れ出ている場合は危険信号です。早めに専門家にお問い合わせください！



こんな症状を見つけたら、点検・補修が必要です！



ボルトのゆるみ・欠落



取り付け（支持）部の腐食



表示面板の変形